

寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホーム

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(山形県指定 第0671200210号)

目 次

1. 施設経営法人
 2. 施設の概要
 3. 職員の配置状況及び職務内容
 4. グループホームが提供するサービス
 5. 利用料金について
 6. サービス利用にあたっての留意事項
 7. 個人情報の保護及び保管について
 8. 苦情・相談の受け付けについて
 9. 現金・貴重品等について
 10. 協力医療機関について
 11. 事故防止及び発生時の対応
 12. 身体拘束について
 13. 高齢者虐待防止について
 14. 緊急時における対応方法
 15. 入院やそれに起因して重度化した場合
 16. 災害時における対応方法
 17. 記録について
 18. 身元引受人の設定
 19. 連帯保証人の設定
 20. 第三者による評価の実施状況
 21. その他
- 付則. 利用者個人およびその家族の情報をを用いる場合の同意書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 妙光福祉会
- (2) 法人所在地 山形県山形市蔵王上野字南坂920番地
- (3) 電話番号 023-688-6266
- (4) 代表者氏名 理事長 柳 生 法 雄
- (5) 設立年月日 昭和59年9月27日

2. 施設の概要

- (1) 施設名 寒河江やすらぎの里 認知症高齢者グループホーム
- (2) 所在地 寒河江市本楯二丁目24番地1
- (3) 電話番号 0237-83-0596
- (4) 施設の目的 認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、
住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを
目指し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上
の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有
する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう
にすることを目的とします。
- (5) 施設の規模及び構造等
 - ① 施設の建築面積 705.15㎡
(さがえ棟・もがみ棟の2ユニット)
 - ② 建物の構造 1階木造平屋建
 - ③ 同敷地内事業所 介護老人保健施設
通所リハビリテーション
訪問リハビリテーション
居宅介護支援事業所、事業所内保育園
- (6) 利用定員 もがみユニット9名、さがえユニット9名
- (7) 施設の設備
 - ① 冷暖房設備 (一部床暖房設備)
 - ② スプリンクラー設備
 - ③ 事務室、宿直室、食堂、浴室、洗濯室、和室、台所
 - ④ 押入 (タンス)、ベッド、寝具、椅子等

- (8) 利用対象者の方 介護度 1 以上の介護認定を受けた方で、認知症高齢者及び初老期認知症の診断のある方で、共同生活に支障がない方。

3. 職員の配置状況及び職務内容

(1) 職員の配置状況

- ・ 管理者 1 名
厚生労働大臣が定める研修を修了しているもので、職員の管理及び業務の管理を行うと共に、事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- ・ 計画作成者（介護支援専門員） 1 名
利用者の心身等の状況を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも認知症対応型共同生活介護の提供を行います。また、介護支援専門員を兼ねるものは、関係機関と連携し、要介護認定に係る申請や調査を行います。
- ・ 介護員 6 名以上
利用者に対して必要な介護や支援を行います。

(2) 職員の勤務体制

- ・ 早番 (7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0)
- ・ 日勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)
- ・ 遅番 (1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)
- ・ 夜勤 (1 6 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0)

4. グループホームが提供するサービス

(1) 食事の援助

- ・ 季節感や地域性が感じられる食事の提供を行います。
- ・ 食事時間の目安
 - 朝食 7 : 3 0 から 8 : 0 0
 - 昼食 1 2 : 0 0 から 1 2 : 3 0
 - 夕食 1 8 : 0 0 から 1 8 : 3 0

(2) 排泄の援助

- ・ 利用者の方の状況に応じて適切な援助を行うとともに、排泄の自立に向けた援助を行います。

(3) 入浴の援助

- ・週2回以上は入浴又は清拭を行います。また、夜間の入浴についても利用者の希望を尊重し実施します。

(4) 日常生活上の援助

- ・円滑な日常生活ができるよう生活面での援助を行います。

(5) 健康管理

- ・体調の変化に留意し、心身ともに健康で過ごせるように健康管理を行います。
- ・体調の変化が見られた際には、身元引受人をはじめ、主治医と連携を取りながら対処します。
- ・緊急時は、協力医療機関または、救急隊の指示による医療機関を受診します。ご家族の方への連絡は事後になる場合がありますのでご了承ください。

5. 利用料金について

- ・別表をご覧ください。

・利用料金のお支払方法

利用料金は、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月15日まで発行いたします。

支払いの方法は原則として、利用者及び身元引受人が指定する金融機関口座より毎月自動振替となります。

ただし状況に応じて、話し合いの上、双方合意した方法にて行うこともあります。領収書は入金確認後、翌月請求書に同封させていただきます。

なお、自動振替手数料については利用者様ご負担になりますのでご了承ください。

金融機関名	手数料	振替日 (休日の場合は、翌営業日となります)
きらやか銀行	50円(税別)	25日
その他の金融機関	130円(税別)	26日

6. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 来訪・面会 ご来訪の方は、面会時間（7：00～20：00）をお守りいただき、面会簿に記入の上、ご面会下さい。
- (2) 外出・外泊 外出・外泊の際には、行き先・帰宅時間等を所定の用紙に記入の上行ってください。食事の準備上、前もって届け出の提出をお願いします。
- (3) 医療機関での受診 原則としてご家族の対応となります。
- (4) 喫煙・飲酒 原則として禁止ですが、管理者の判断により、健康上問題がなければ、職員の管理の下、決められた場所・時間で可能ですのでお申し出下さい。
なお、施設内での火気の取り扱いは厳禁です。
- (5) 危険物 施設内に、包丁・ナイフ等の危険物の持ち込みは禁止です。
- (6) 居室・設備・器具 施設内の居室・設備・器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反して利用され、破損等が生じた場合には、賠償していただくことがあります。
- (7) 迷惑行為等 暴力・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。迷惑行為が多々ある場合は、退所していただく場合もあります。
ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）行為をしないで下さい。例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等は禁止しております。
その他、管理上必要なことについてご理解ください。
- (8) 動物飼育 施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りいたします。
- (9) 宗教・政治活動 施設内での宗教活動や政治活動は禁止しております。

7. 個人情報の保護及び保管について

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報の収集については、利用目的の達成の限度において行い、法令の定めに基づく場合以外で情報を提供する場合はその都度、利用者の同意を得たうえで提供します。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報については当初の目的を達成し、法で定められている保管期間を超えた場合は、速やかに外部漏洩しないように適切に廃棄いたします。

8. 苦情・相談の受付について

- (1) 当事業所におけるお問い合わせ、苦情の受け付けは以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情相談受付窓口

管理課長補佐（主任介護員）

桃 園 裕 美

- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
(ご連絡いただければ休日、時間外の対応もいたします)

- ・ 電話番号 0237-83-0596

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

寒河江市健康増進課	寒河江市中央2丁目2番1号 0237-85-0777
大江町健康福祉課	西村山郡大江町大字左沢882-1 0237-62-2285
河北町健康福祉課	西村山郡河北町谷地戊81 0237-73-2111
西川町健康福祉課	西村山郡西川町大字海味543番地8 0237-74-4405
朝日町健康福祉課	西村山郡朝日町大字宮宿1115 0237-67-2132
国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6 0237-87-8006

9. 現金・貴重品等について

当事業所では、利用者の現金及び貴重品等の管理は原則として行いません。

現金及び貴重品等につきましては、利用者の自己責任の元管理をお願いいたします。紛失等につきましては、当事業所におきましては責任を負いかねますので、ご了承ください。

10. 協力医療機関について

(1) 協力病院・・・寒河江市立病院

寒河江市寒河江字塩水 80 番地

0237-86-2101

(2) 協力歯科医療機関・・・井上歯科医院

寒河江市大字島字島東 238 番地 1

0237-86-8363

11. 事故防止及び発生時の対応

利用者の安全確保を第一に、職員の意識の統一、知識の普及・啓発に努め、事故「0」を目指しています。

介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族様をはじめ、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

尚、事故発生に際してとった対応、処理について記録いたします。また、介護保険サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

また無断外出等が発生した場合、状況により警察等外部機関に依頼する場合もありますのでご了承ください。

12. 身体拘束について

当事業所は、利用者の生命または、身体を保護するためにやむを得ない場合を除き身体拘束はいたしません。ただし、身体拘束が必要な場合には、その状態の時間・利用者の心身の状況・その理由などを記録するとともに利用者、身元引受人の同意を得て行ないます。

13. 高齢者虐待防止について

事業者は、入所者等の人權の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する担当者 管理課長 古里みどり
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 緊急時における対応方法

- (1) サービスの提供中に緊急事態が発生した場合は速やかにご家族をはじめ関係機関へ連絡し、適切な対応をします。
- (2) 業務継続に向けた取り組み
感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練をします。

15. 入院やそれに起因して重度化した場合

入院については、3週間を超した場合は退所の手続きをとらせていただきます。なお、3週間の入院期間を超した場合は、医療機関をはじめ居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者との連携を行い、在宅での生活や他の介護施設への移行が滞りなく行われるよう支援していきます。

16. 災害時における対応方法

火災及び地震等が発生した場合は、消防計画及び自衛消防隊の組織に基づき適切な判断のもと速やかに各関係機関に連絡通報すると共に、職員の誘導により安全な場所に避難を行ないます。なお、その後は警察・消防等の連携のもとに対応します。また、別途定める消防計画に則り災害を予測した防災訓練も実施しながら利用者の安全確保に努めます。

17. 記録について

利用者個人に関する記録・日誌等は介護保険法に則り保存します。

また、本人または身元引受人から要請があれば記録等についての開示はいつでも可能です。必要な方には、複写物を提供することも可能です。

ただし、本人または身元引受人以外の方については、本人または身元引受人の同意が必要です。

18. 身元引受人の設定

(1) 利用者は、契約の有効期間中に著しく自分で物事を判断したり、決定したりする能力を欠く場合に備えて、利用者のご家族などにあらかじめ身元引受人として定めていただきます。

(2) 身元引受人は利用者の身元を保証するとともに、利用者の金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負っていただきます。

19. 連帯保証人の設定

サービスの利用料金の滞納が発生した場合には、利用者へのサービスを中止することになります。サービスの利用料金の未払い、滞納が発生しない様にすることで、利用者の生活を保障するために、ご契約時には連帯保証人を立てていただきます。なお連帯保証人は、利用者の利用料金等の金銭に関するすべての事項について連帯責任を負い、契約時、すでに利用者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 50 万円とします。民法第 465 条の 2(個人根保証契約の極度額の定め)

20. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況はありません。

21. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証
(令和 7 年 3 月 1 日 認証更新)

令和 年 月 日

寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホームの提供開始に当たり、利用者および連帯保証人に対して本書面に基づき、重要事項を説明しました。			
事業 者	所在地	〒 9 9 1 - 0 0 4 9 寒河江市本楯二丁目 2 4 番地 1	
	名称	社会福祉法人妙光福祉会 寒河江やすらぎの里 認知症高齢者グループホーム	
	説明者	所属	寒河江やすらぎの里 認知症高齢者グループホーム
		氏名	印

私は、本書面を受領し、事業者からの説明を受け、本内容に同意します。		
利用者 (代理人)	住所	〒 ー
	氏名	印
身元 引受人	住所	〒 ー
	氏名	(続柄) 印
連帯 保証人	住所	〒 ー
	氏名	(続柄) 印

氏 名 _____

攜帶電話 _____

勤務先

電話 _____

氏 名 _____

住 所 _____

利用者個人及びその家族の情報を利用する場合の同意書

社会福祉法人妙光福祉会
寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホーム
理 事 長 柳 生 法 雄 様

私は、寒河江やすらぎの里 認知症高齢者グループホームを利用するにあたり、私個人に関わる情報及び私の家族の個人情報（世帯の状況や介護者の状況、私個人のグループホーム行事や日常生活での写真等）について、下記により必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

なお、そのほか必要な事項については、その都度同意します。

記

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたり、サービス担当者会議等において、私及び家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記 (1) 以外介護サービス提供の連絡調整に必要な場合。
- (3) 現に介護サービス提供を受けている場合で、私が体調を崩しまたは事故等で医療機関を受診した際に関係者に説明をする場合。

2. 使用する期間

- (1) サービス提供を受けている期間。
- (2) サービス提供を終了し、介護保険法並びに市町村の介護保険サービス基準条例・規則で定められている保管期間終了後の個人情報とは、裁断、焼却等により破棄して下さい。

令和 年 月 日

利用者氏名 ㊞

代筆者氏名 ㊞

ご家族氏名 ㊞
